

会員制場外勝馬投票券発売所

ジョイホース浜松

会員規約

この規約は、競馬法に基づいて設置された会員制場外勝馬投票券発売所ジョイホース浜松（以下「浜松場外」という。）の会員規約です。会員は、競馬に関する法令並びに浜松場外を管理運営する株式会社シティーリゾート（以下「シティーリゾート」という。）が定める規定及び下記の条項を遵守すると共に、交通法規・刑罰法規・公安条例等に定める生活環境保全の諸規定を遵守して、浜松場外設置場所及び周辺地域の良好な環境の維持に努めることとします。

記

(会員)

第1条 会員とは、20歳以上の者（法令により競馬場等に入場を禁止されている者を除きます。）であって、シティーリゾート所定の入会申込み手続きを経て、ジョイホース浜松会員台帳に登録された者をいいます。

(入会金及び年会費)

第2条 入会金及び年会費は、ジョイホース浜松利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるものとします。
2 納められた入会金及び年会費については、返還しないものとします。

(会員証)

第3条 会員には、会員であることを証するジョイホース浜松会員証（以下「会員証」という。）を発行します。
2 会員証は、登録された本人のみが使用できるものとし、これを他人に貸与もしくは譲渡することはできないこととします。
3 会員証を紛失又は滅失した場合には、会員本人が直ちに書面をもってシティーリゾートへ届け出るものとします。
4 前項の場合において、会員から再交付の申請があったときには、会員証を再発行するものとします。その際、会員は利用規約に定める再発行費用を支払うものとします。
5 会員証が磨耗・損傷してその機能が失われたときには、無料にて再発行し、旧会員証と引換えに交付するものとします。
6 会員証を不正に使用した事実が認められたときには、その行為に関与した会員は、会員資格を喪失し、また、会員以外の者については、それ以降会員になることができないものとします。

(会員証の有効期限)

第4条 会員証の有効期限は、会員証が発行された日からシティーリゾートの指定する期日までとし、会員証の表面に記載するものとします。
2 有効期限の満了日以降も、資格の継続が適当であると認められた場合は、シティーリゾートが利用規約に定める期間内において、規定の年会費を支払うことにより、会員証を更新することができるものとします。
3 2項で定める更新が為されない場合は、会員証は失効し会員資格が喪失することになりますので、その後、再度入会を希望する場合は新規に入会手続きが必要となり、利用規約に定める入会金及び年会費が必要となります。

(利用方法)

第5条 浜松場外の利用方法については、シティーリゾートが別に定める利用規約によるものとします。

(禁止事項)

第6条 会員は如何なる理由があっても、一度購入した勝馬投票券（以下「馬券」という。）に表示してある競走番号、馬番号又は枠番号その他の事項の変更を要求し、または、馬券の買戻しを請求することはできないこととします。

2 会員は、財産上の利益を図る目的の有無にかかわらず、第三者から馬券の購入に関する委託を受けてはならないこととします。

3 会員は、浜松場外の周辺地域において、馬券、マークカード、予想紙及びゴミ等の路上への廃棄その他環境の美観を損なう行為をしてはならないこととします。

(入場拒否)

第7条 次の各号の一つに該当する会員に対しては、浜松場外への入場を拒否します。

- (1) 会員証を所持していない者
- (2) 施設内の立入禁止場所に故なく立ち入った者
- (3) 凶器等の危険物を所持している者
- (4) 他人の迷惑となるような服装をし、もしくは裸になり、泥酔し、又はみだりに高声を発する等品性を乱している者
- (5) 競馬に関することを禁止又は停止されている者
- (6) 第11条に規定する欠格事由に該当することになった者
- (7) 暴力団の構成員又は集団的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (8) その他法令等により、競馬場への入場を拒否された者
- (9) この規約に違反し、又は違反するおそれがある者

(退場命令)

第8条 すでに浜松場外へ入場している会員が、次の各号の一つに該当する場合には退場を命ずることがあります。

- (1) 前条各号に該当する者
- (2) 違法な行為をし、又はその行為をしようとした者
- (3) 他人の馬券の購入を妨害、強制もしくはこれに故なく干渉した者
- (4) 施設内で物品等を販売、頒布又は物乞いをした者
- (5) 施設内で寄付を募った者
- (6) 業としてレースの予想をした者
- (7) 施設内の秩序を乱した者

(免責等)

第9条 本場競馬場における開催の途中中止、設備の使用不能その他やむを得ない事由により、浜松場外における馬券の発売及び払戻を途中で中止する場合があっても、シティーリゾートは一切その責を負わないこととします。

2 浜松場外で発売した馬券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない理由により、本場競馬場で発売した馬券の発売金額と合計するができなかったときは、これを無効とし、当該馬券と引換えにその券面金額返還することとします。

(会員入会申込書記載事項の変更)

第10条 会員申込書の記載事項に変更が生じたときは、会員は、直ちに書面によりシティーリゾートへ届け出ることとします。

2 前項の届け出を怠ったために、シティーリゾートの送付する通知書、書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合は、通常の到着すべき時に会員へ到着したものとみなします。

(欠格事由)

第11条 次の各号の一つに該当する者は、会員資格を得ることができません。

また、会員が次の各号の一つに該当することとなったときは、直ちにシティーリゾートへ書面によって届け出ることとします。届け出を怠った場合は、会員資格を喪失することとします。

(1) 民法による後見、補佐もしくは補助の決定を受けている者又は破産者で復権を得ない者

(2) 暴力団員等及びその関係者、ノミ行為者

(3) 競馬及び公営競技に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者

(5) 競馬法第29条により地方競馬に係る勝馬投票券の購入等が制限されて

いる者

(6) 浜松場外において馬券の発売その他の事務に従事する者

(7) その他法令等により、競馬場への入場を拒否された者

(会員資格の喪失)

第12条 会員から書面により解約の申し出があったとき、又は会員が次の各号の一つに該当したときは、会員資格を喪失することとします。

(1) 会員入会申込書又はその添付書類に記載された事項が、事実でないと判明したとき

(2) 前条に定める欠格者となったとき

(3) 死亡したとき

(4) 会員が、第6条（禁止事項）、第7条（入場拒否）第2号から第9号まで又は第8条（退場命令）の規定に該当する行為を行ったとき

(5) 会員が会員の立場を利用して不正な行為を行ったとき

(6) その他シティーリゾートが解約することを必要と認めたとき

(開場の遅延及び休止)

第13条 会員は、天災地変その他やむを得ない事情により、浜松場外の営業開始時間が遅延した時、及び開場の休止をせざるを得ない時には、これを承認するものとします。

(入場制限)

第14条 会員は、場内が混雑した場合に実施される入場制限等を承認し、協力するものとします。

(規約の改定並びに承認)

第15条 シティーリゾートが本規約の一部もしくは、全部を改定する場合には、会員に対して事前にその改定の内容等を通知するものとし、その適用日以降に会員が浜松場外を利用したときは、その改定を承認したものとみなします。

平成24年 4月 1日制定